

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項の規定に基づき町田市（以下「市」という。）が、家庭的保育事業等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「施設等」という。）に対して実施する指導及び監査（以下「指導監査」という。）の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導監査の目的

指導監査は、児童福祉法、支援法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の法令並びに東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第34号）及び町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第35号）で定める基準（以下これらを「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、施設等のサービス内容の質の確保及び支援法に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）に対する施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「給付費等」という。）の支給の適正化を図り、市における利用者支援の増進に寄与することを目的とする。

第3 指導監査の基準

基準等、関係法令、市が定める要綱及び評価事項等を集約した基準（以下「指導監査基準」という。）を別に定め、原則、当該指導監査基準に則り、指導監査を実

施するものとする。

第4 指導監査実施方針

市長は、指導監査を重点的かつ効果的に行うため、指導監査の基本方針、重点項目等を掲げる施設等に対する指導監査実施方針を、毎年度、別に定める。

第5 指導類型

指導の類型は、通常次のとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる施設等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法（出席者を一定の場所に集めた場合と同等の情報伝達ができる方法を含む。）により行う指導
- (2) 実地指導 指導の対象となる施設等の事業所において実地（天災その他やむを得ない事由により実地で行うことが著しく困難、又は不適當と認められる場合には、例外的に実地で行った場合と同等の相互に意思疎通ができる方法での実施を含む。）で行う指導及び必要な指導の内容に応じ、一定の場所において個別に行う指導

第6 指導類型の選定基準

指導は、実施年度の初日に現存する施設等が別表第1のいずれかに該当する場合に行う。ただし、必要があると認めた場合は、当該年度の途中で認可又は確認を受けた施設等についても実地指導を行う。

第7 関係書類の提出

市長は、指導の実施に当たっては、施設等から指導に必要な関係書類の提出を求める。

第8 集団指導の実施

- 1 市長は、集団指導の対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を、当該施設等に通知する。
- 2 集団指導は、基準等、特定教育・保育等に対する給付費等に係る費用等の請求関係事務、制度改正の内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の

方式（出席者を一定の場所に集めた場合と同等の情報伝達ができる方式を含む。）で行う。

第 9 実地指導実施計画

市長は、当該年度の実地指導の実施時期等を定めた実施計画を別に作成する。

第 10 実地指導実施回数

実地指導は、原則として特定教育・保育施設については3年に1回、特定地域型保育事業者については1年に1回実施する。

第 11 実地指導の実施

- 1 市長は、実地指導の対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、日時、場所、指導担当職員、出席者、準備すべき書類等を文書により当該施設等に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりあらかじめ当該施設等へ通知を行うことで問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実地指導の開始時に文書を交付する等の方法により通知することができる。
- 3 実地指導は、指導担当職員2人以上で班を編成して班長を定め、班長の調整の下に連携を図りながら実施する。
- 4 実地指導は、指導監査基準に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談等により行う。また、職員数等の充足状況の確認に際しては、各職員の当該特定教育・保育施設等の専任又は他の施設等との兼務の状況を把握すること。その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地を把握するとともに、当該他の施設等での勤務の実態を把握すること。その際、当該職員の現認や出勤簿の確認等を行うほか、兼務する他の施設等の所在地が他の市町村である場合には、当該他の市町村と情報共有を図ること。

さらに、同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、都道府県及び市町村の各担当部局が連携し、当該事業者の情報を把握し運営状況等を

共有するとともに、可能な限り合同で指導を実施すること。

- 5 指導担当職員は、実地指導終了後、指導担当職員相互で調整を行った上で、施設等の関係者に対して、実地指導指導事項票を用いて結果を講評し、改善が必要な事項及び解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等は講評を行わず、町田市役所に関係者を招致して行うことができる。
- 6 実地指導に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員又は施設等の関係者に対し、実地指導への立会いを求め、又は必要事項の調査若しくは照会を行うことができる。

第12 実地指導後の取扱い

- 1 指導担当職員は、実地指導終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題がある場合はそのことを明確にした上で地域福祉部長に報告する。
- 2 市長は、前項の検討結果に基づき実地指導の結果を当該施設等の代表者に対し文書で通知する。この場合において、指導監査基準に定める文書指摘事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。
- 3 実地指導をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知は、実地指導終了後速やかに行う。
- 4 市長は、実地指導の結果、文書指摘事項があったときは、施設等の代表者に対し改善状況報告書を、原則として実地指導を実施した日から60日以内に提出することを求める。この場合において、改善内容を書面により確認するほか、必要に応じ、現地で確認する。
- 5 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な施設等については、必要に応じて、再度、実地指導等を行う。
- 6 実地指導の結果、第15に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- 7 実地指導の結果、施設等のサービスの内容又は特定教育・保育等に対する給付

費等の請求内容等に関し、過誤による調整を要する事実を確認したときは、当該施設等に対し、特定教育・保育等に対する給付費等の請求内容等について必要な調整を行うよう指導する。

第 1 3 指導の拒否への対応

正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

第 1 4 監査の基本方針

監査は、施設等のサービス内容が不当である場合、特定教育・保育等に対する給付費等の請求内容等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足る場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを主眼として、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

第 1 5 監査の選定基準

監査は、施設等が、別表第 2 のいずれかに該当する場合に行う。

第 1 6 監査の実施

- 1 原則として監査を実施する前に特定教育・保育等に対する給付費等の請求内容等に関する書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、施設等のサービスを受けた小学校就学前子ども及びその保護者に対する聞き取り調査を行う。
- 2 認可権限が都道府県又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）にある施設等に対して監査を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に対し行う。
- 3 市長は、監査対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該施設等に通知する。
- 4 第 1 1 第 2 項の規定は、監査の実施について準用する。
- 5 監査は、原則として担当課長級以上の職にある者を班長とし、実地指導の指導

班を中心とする監査担当職員３人以上で実施する。

- 6 別表第２に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該施設等、事務所その他当該施設等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

第１７ 監査後の取扱い

- 1 監査担当職員は、監査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題がある場合はそのことを明確にした上で地域福祉部長に報告する。
- 2 市長は、前項の検討結果に基づき軽微な改善を要すると認められた事項について問題点、改善方法等を具体的に、当該施設等の代表者に対し文書で通知する。
- 3 市長は、監査の結果、文書指摘事項があったときは、施設等の代表者に対し改善状況報告書を、原則として監査の結果を通知した日から３０日以内に提出することを求める。この場合において、改善内容を書面により確認するほか、必要に応じ、現地で確認する。

第１８ 都道府県知事等への通知

市長は、施設等が支援法第３９条第２項の規定に該当する場合は、当該都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に通知する。ただし、当該都道府県、指定都市又は中核市と市が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

第１９ 勧告

- 1 市長は、特定教育・保育施設が支援法第３９条第１項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき又は特定地域型保育事業者が児童福祉法第３４条の１第３項及び支援法第５１条第１項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずるべきことを勧告することができる。
- 2 前項の規定による勧告を受けた施設等は、同項の規定により定められた期限内

に必要な措置を講じ、その旨を文書で市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた施設等が、同項の規定により定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第20 行政処分所管部署への通知

第19第1項の規定による勧告を受けた施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかったとき、特定教育・保育施設が支援法第40条第1項各号のいずれかに該当するとき又は特定地域型保育事業者が児童福祉法第34条の17第4項若しくは支援法第52条第1項各号のいずれかに該当するときは、行政処分所管部署へ通知する。

第21 指導監査結果の活用

- 1 指導監査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係部課に提供する。
- 2 指導監査の結果のうち、文書指摘事項及びその改善状況については、原則として市のホームページに掲載し、広く市民に情報提供する。

第22 国及び都への報告

必要に応じ、指導監査の実施状況について、国及び都へ報告を行う。

附 則

この要領は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、２０２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、２０２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、２０２４年４月１日から施行する。

別表第 1（第 6 関係）

指導の選定基準（指導類型別）

指導の類型	選定基準
集団指導	（１）概ね 1 年以内にサービスを開始した施設等のうち実地指導を行っていないもの （２）その他、集団指導を行うことが適当と認められる施設等
実地指導	（１）過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない施設等 （２）過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な施設等 （３）事業開始後実地指導を実施していない施設等 （４）その他、実地指導を行うことが適当と認められる施設等

別表第 2（第 15 関係）

監査の選定基準

1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 2 特定教育・保育等に対する給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。 4 度重なる実地指導によってもサービス内容又は特定教育・保育等に対する給付費等の請求に改善がみられないとき。 5 利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぼすおそれがあると判断したとき。 6 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。
--